

## 第2章 計画策定の基本的事項

### 1 平成29年度に向けて目指す方向

障害者基本法（昭和45年法律第84号）における目的規定を基本的理念とするほか、平成22年度に策定された「芦別市障がい者計画」における「ノーマライゼーション（※15）理念の普及は普遍的理念」であることから、本計画においても継承しつつ、障がいのある人が地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心してその人らしい生活を送ることが出来るよう「その人らしい暮らしのためのまちづくり」を基本理念として掲げることとします。

### 2 計画の基本方針

#### (1) 相談支援体制の整備

障がいのある人が、地域において自立した生活を営むための相談支援体制を充実・強化しつつ、広報活動や福祉教育などの充実に努め、ノーマライゼーション理念の推進を図ります。

#### (2) 福祉サービス利用の仕組みの一元化

障害の種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを必要なとき利用できるよう、北海道とともに、国に制度の一元化を働きかけるなど、福祉サービスの拡大・充実に努めます。

#### (3) 地域生活への移行促進

障がいのある人が、施設や病院及び家族からの自立も含め、地域への生活基盤の移行を促進するため、施設や病院及び家族並びに地域とも連携・協力しながら、生活を支えるシステム（※8）の構築に努めます。

#### (4) 就労支援体制の整備

障がいのある人が、それぞれの意欲や能力（適性）に応じて働くことができるよう、自立に関する就労移行支援事業を中心に、福祉施設における取組の強化や、地域や企業・関係機関との連携を推進し、協力して支援体制の整備に努めます。